

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第7号

令和2年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月16日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西田 三十五

- 1 期 日 令和2年12月23日（水） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和2年12月23日

○現在議員12名で次のとおり

1番	櫻	井	道	明
2番	高	木	大	輔
3番	敷	根	文	裕
4番	三	橋	秀	夫
5番	鈴	木	昭	三
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	原	口	貞	男
10番	川	島	邦	彦
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

令和2年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和2年12月23日（水曜日）午後3時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第3号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第3号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 一般質問
10. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	櫻	井	道	明
2番	高	木	大	輔
3番	敷	根	文	裕
4番	三	橋	秀	夫
5番	鈴	木	昭	三
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	原	口	貞	男
10番	川	島	邦	彦
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員なし

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西	田	三	十	五
副 管 理 者	北	村	新	司	
副 管 理 者	小	坂	泰	久	
会 計 管 理 者	間	野	昭	代	
消 防 長	太	田	文	和	
次 長	渡	邊	敏	行	
次 長	立	崎	俊	和	
総 務 課 長	須	藤	和	義	
企画課長補佐	岡	野	好	伸	
予 防 課 長	平	山	雅	己	
査 察 調 査 課 長	上	田	敏	広	
警 防 課 長	鈴	木	宏	司	
指 揮 指 令 課 長	浅	野	仁	志	
佐 倉 消 防 署 長	東	郷		誠	
志 津 消 防 署 長	錦	織	一	久	

八街消防署長	穴	倉	敏	幸
酒々井消防署長	高	橋	順	治

○議会議務局出席職員氏名

書記長	田	中		晃
書	敦	賀	和	隆
書	清	宮	健	二

○書記長（田中 晃） 本議会 12 月定例会にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、議員並びに関係者には、社会的距離を確保するため、間隔をあけて着席いただきます。併せて換気を行うため、扉を開放して会議を行いますので、ご了承願います。

◎開会及び開議の宣告

（午後 3時30分）

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

したがって、令和 2 年 12 月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により、議席番号 5 番、鈴木昭三議員、議席番号 6 番、加藤弘議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議案第 1 号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程第 3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 西田三十五 登壇)

○本日ここに、令和2年12月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。これは、本年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部につきまして、国及び千葉県に準じた所要の改正を行ったもので、令和2年11月30日付けで専決処分をいたしました。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、急速充電設備に係る本条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号 令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,066万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,040万6,000円とするものです。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をしますもので、なにとぞ慎重にご審議のうえ、可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長(櫻井道明) 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 渡邊敏行 登壇)

○消防本部 次長の渡邊敏行でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、令和2年10月7日付け人事院勧告及び、同年10月14日付け、千葉県人事委員会勧告を踏まえて、当消防組合職員の本年度以降の期末手当の支給率について国及び千葉県に準じた所要の改正を行ったものでございます。改正内容といたしましては、第1条として期末手当の支給率を0.05月分引き下げて、2.55月分とし、支給率の引き下げ分は本年12月期の期末手当にて、1.30月を1.25月へ引き下げたものでございます。

第2条として、令和3年度以降の期末手当について、6月期及び12月期の支給率が均等になるよう、期末手当をそれぞれ、1.275月に配分するものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行し、第2条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和2年8月27日付け対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、公布されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。改正内容につきましては、対象火気設備等のうち急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するものでございます。また、全出力50キロワット以下のものを除く急速充電設備については、消防長への設置の届出が必要となるものでございます。施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

続きまして、議案第3号 令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、補正予算書の1ページをお開きください。第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,066万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億2,040万6,000円といたそうとするものでございます。補正予算書の6ページをご覧ください。2歳入でございますが、7款1項1目 財政調整基金繰入金は、補正前の額が、1,000円で、1,158万8,000円を増額し、1,158万9,000円といたそうとするものでございます。これは、補正予算財源として繰り入れを行うものでございます。

続きまして、3歳出でございますが、3款1項1目 常備消防費は、補正前の額が、42億1,524万7,000円で、1,158万8,000円を増額し、42億2,683万5,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、11節需用費につきましては、消耗品費として、新型コロナウイルス等感染症対策用消耗品の購入、修繕料として、老朽による佐倉消防署オーバースライダー等の施設修繕料、救急医薬材料費として、新型コロナウイルス等感染症対策用感染防止衣等を購入するため、917万8,000円を増額をいたそうとするものでございます。

7ページにお進みください。13節委託料につきましては、新型コロナウイルスPCR検査業務委託として、174万円の増額をいたそうとするものでございます。18節備品購入費につきましては、警防用備品購入費として、緊急消防援助隊千葉県大隊等実施計画の変更に伴う出動人員の増員より、派遣時に使用する備品の購入、庁用備品購入費として、新型コロナウイルス等の感染対策用に、オゾン発生器を購入するため、67万円を増額いたそうとするものでございます。4款1項2目 利子につきましては、令和元年度の組合債利子確定により、組合債利子償還金92万1,000円を減額いたそうとするものでございます。続きまして、2ページにお戻りください。第2表債務負担行為でございますが、令和3年度当初から、事業を開始する9事業について、債務負担行為を設定させていただこうとするものでございます。

以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

○議長（櫻井道明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第3号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

◎一般質問

○議長(櫻井道明) 日程第4、一般質問を行います。

議席番号11番、御園生浩士議員の質問を許します。

御園生浩士議員。

(議席番号11番 御園生浩士 登壇)

○11番(御園生浩士) 議席番号11番、御園生浩士でございます。只今より一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が、中国武漢市から発生し、世界各地へ駆け巡り1年が過ぎました。年末忙しいなか、先週、日本のトップリーダーである菅総理が5人以上の会食を行い、マスコミを大いに賑わせました。部下の西村大臣が5人以上の会食は避けてくださいとテレビで注意を呼び掛けておりましたが、国民は釈然としないのではないのでしょうか。フランスのマクロン大統領は各国首脳と対談会食をしていたとのこと。新型コロナウイルスに感染しており隔離されたそうです。また、対談会食の相手首脳も隔離を余儀なくされています。気を付けても感染するときには感染するし、長期にわたると気の緩みも出てくるものだと思います。そこで緊張強いられるいま、コロナ禍における職員のモチベーションの維持について、3点お伺いいたします。

1つ目に、新型コロナウイルス感染症対応における、職務給、防疫手当についてお尋ねいたします。先の議会において、特殊勤務手当を支給することが全会一致で可決されたところであります。理由は、他組合では特殊勤務手当が支給されており、額は少ないが職員のモチベーションが上がると言うことで議員全員賛成いたしました。今回、人事院より新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について、人事院規則9-129の一部の改正が出され、令和2年1月27日から適用されました。3月18日には、総務省より各都道府県の総務部長へ通達。3月19日には、消防庁救急課より各都道府県消防防災主幹部へ通達されています。それを受け、都道府県各市では条例改正を行い、手当の支給をしているところでございます。本日、第1号議案が人事院勧告を受け、期末手当が

改正されたところでございます。当組合も人事院規則の改正を踏まえ、またコロナ禍の職員の意識高揚のため、手当を支給する考えはないのかお聞きいたします。

次に、コロナ禍における消防組合職員としての意識についてお尋ねいたします。先ほど申しました通り、中国武漢市より発生した新型コロナウイルス感染症は、全世界を駆け巡り1年が経過いたしました。未だに収束せず、年末の日本国内では第3波の大きなうねりが来ております。私自身の話で恐縮ですが、家でのもに飽きてしまいました。仕事終わりに同僚と居酒屋へ行きたいし、学生時代の友人、家族と外でたまには飲んだり食事をしたりしてストレスを解消したいものですが、いまは出来ない状態です。組合職員は、公務員ということもあり自粛しているものと思います。過酷な現場のストレスなどがあり、気心の知れた仲間とたまには食事したいものと思います。ストレス解消は、仲間と何気ない会話をすることで解消することが出来るようです。長期にわたるコロナ禍において、執行部は職員に対して、どの様な指導を行っているのかお聞かせください。

三点目の質問として、議会開会前に若手職員の逝去について報告がございました。質問が重複するとは思いますが、詳細なご答弁をお願いいたします。

改めて若手職員の逝去について、原因究明と今後の再発防止についてお尋ねいたします。逝去した職員に対して心より哀悼の誠を捧げます。

私は、若い人が自死という選択をし、実行したことに深い悲しみを覚えます。また、なぜなぜと職場の人たち、同僚の方々も思うことでしょう。私が消防組合議員になったころ、テレビをはじめとして、マスコミでは小学校の先生が若い職員に対し無理矢理カレーを食べさせたり、同じころ消防署では訓練と称した、行き過ぎた指導も報道されました。このようなことは組合ではないと言うことを、執行部より聞き安心したことを今でも私は覚えています。コロナ禍においては、消防職員はシフトで勤務し、他の人との交流も少なく、現場では過酷な状況を目にし、心のケアが必要と私は思っております。産業医によるストレスチェックや相談窓口などあるとは思いますが、心のケアにどの様に取り組んでいるのか、また、組合本部では、原因究明のため調査委員会を立ち上げ調査中とのこと。一刻も早い原因究明と再発防止策を検討していただきたいが、今どの様な状況かお聞かせください。1回目の質問を終わります。

○議長（櫻井道明） 総務課長。

（総務課長 須藤和義 登壇）

○総務課長（須藤和義） 総務課長の須藤和義でございます。御園生浩士議員のご質問にお答えいたします。

1番目のご質問の、新型コロナウイルス感染症対応における職務給防疫手当について、お答えいたします。消防組合では、特殊勤務手当のひとつとしまして、防疫等作業手当の支給を検討いたしました。今年度の4月から特殊勤務手当を大幅に復活させていただいたばかりでありまして、構成市町の特殊勤務手当の支給状況や厳しい財政状況を鑑みまして、支給を見送ってまいりました。しかしながら、現在、感染が蔓延している状況や千葉県内の消防本部の動向等を踏まえ、消防職員の特殊な業務に対する対価として、再度、防疫等作業手当を支給することについて検討してまいります。

2番目にご質問のありましたコロナ禍における消防職員としての意識について、お答えいたします。消防組合では、職員の会食自粛要請を指示していましたが、9月10日付けの千葉県知事から、多人数での会食の自粛要請を解除するとの発表を受けまして、職員も感染防止対策を講じたうえでの新しい生活様式を取り入れて、行動するよう指示いたしました。その後、第3波とも言われる全国的な感染拡大によりまして、11月17日付けで、千葉県知事から5人以上での会食自粛等の再要請が発表され、現在は、職員も多人数での会食自粛を余儀なくされているところでございます。職員のモチベーションの維持につきましては、職員間のコミュニケーションによる信頼関係の構築が、モチベーションの維持には非常に重要であると認識しております。このような状況下の中、更なる職員間のコミュニケーションを図るためには、業務を通じて声を掛け合うなどの、職場内における信頼関係の強化を図りまして、職員相互にモチベーションを高めながら、組織全体が一致団結してコロナ禍における消防業務の遂行に邁進してまいります。

3番目のご質問にありました、若手職員の逝去について原因究明と今後の再発防止について、お答えいたします。職員が亡くなった件につきましては、故人の尊厳やご遺族の心情を考慮し、議場での答弁を控えさせていただきますが、消防業務におけるストレスに対する心のケアの取組みといたしましては、ストレスは1人で溜めこまずに、吐き出すことが最も重要であると考え、所属長が職員全員に個人面談を実施する制度を確立させ、ストレス等の早期発見に努めております。また、消防組合職員相談員制度に基づきまして、消防長が任命する相談員を全所属に配置しているほか、外部の相談窓口として、日本産業カウンセラー協会と契約させていただき、年3回までは職員の個人負担無しで相談できる窓口も設置しております。その他にも、年1回の全職員が行うストレスチェック、産業医による個人面談の実施、大規模災害による惨事ストレスには、消防庁緊急時メンタルサポートチームの派遣を要請し、専門的かつ集中的なケアを受けさせる等、消防職員の業務上の不安解消や、心身の健康維持に努めております。今後は、匿名で相談できる制度や若手職員のストレス解消をサポートできるように取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（櫻井道明） 御園生浩士議員。

○11番（御園生浩士） 前向きなご答弁をいただき誠にありがとうございました。3つ目の質問に対して、再度確認をいたします。このことについて早期に原因究明をし、ご家族の方に結果の報告と、再発防止に努めることをお願いいたします。コメントがございましたら一言お願いいたします。

○議長（櫻井道明） 総務課長。

○総務課長（須藤和義） お答え致します。ご遺族への丁寧な説明と、より一層、職員とのコミュニケーションを図り、風通しの良い職場環境を消防組合全体で取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（櫻井道明） 御園生浩士議員。

○11番（御園生浩士） どうもありがとうございました。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻井道明） これにて、議席番号11番 御園生浩士議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和2年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時20分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 櫻 井 道 明

署名議員 鈴 木 昭 三

署名議員 加 藤 弘